

報告タイトル

1980年代中国における治安体制の再建過程と「社会主義」

The Reconstruction of the Public Security System and the Soviet Model in 1980s China

氏名(所属)

小嶋 華津子(慶應義塾大学)
KOJIMA Kazuko, Keio University

要旨(800字程度)

本報告は、改革開放初期の中国における治安体制の再建過程を分析し、その背後にあるソ連モデルの影響を考察するものである。

1970年代末から1980年代前半にかけて、中国共産党は、強盗・殺人・強姦などの刑事犯罪、経済犯罪、さらには反社会的行為の増加による社会治安の急激な悪化に直面した。とりわけ青少年による違法行為や犯罪の急増は、深刻な社会問題として注目された。鄧小平は改革開放の成否を左右する課題として治安の回復を位置付け、1979年11月の中央政治局会議において、社会治安の大規模な整頓を決定し、その実施を彭真に委ねた。

この過程では、理念的・制度的な矛盾が随所に顕在化した。例えば、1979年7月に公布された刑法および刑事訴訟法の起草過程では、罪刑法定主義を確立すべきか否かをめぐって法学者の間で議論が展開された。しかし最終的には、犯罪抑止を優先する実用主義的判断が採用され、実質的犯罪観や類推制度が温存された。その結果、1983年夏以降に繰り返し実施された「厳打」運動の中で、刑法の謙抑性は大きく損なわれ、多数の冤罪が発生する事態を招いた。

他方、「厳打」と並行して推進された「社会治安総合治理」は、犯罪現象の原因を多面的に把握し、基層社会の建設を通じて、青少年教育を含む包括的な犯罪抑止メカニズムを構築しようとする試みであった。この分野では、ソ連のみならず東欧諸国や西側諸国の経験を参照する動きも確認される。

さらに、共産党指導部の内部では、党が実務に過度に介入することへの慎重論も存在したが、文化大革命の余波によって混乱していた公安部門を再編し、「厳打」を通じた公安権限の暴走を抑制するためには、公安領域における党の領導を制度的に強化することが不可避であった。そのため、政法小組や政法委員会の設置、中央規律検査委員会による駐公安機関検査チームの派遣など、党の統制を強化するための制度的措置が着実に整備されていった。

本報告では、これら一連の制度再編と政策展開の因果的連関を整理するとともに、その背後でソ連モデルがいかなる形で影響を及ぼしたのかを考察したい。